財務 R4 / 消費税顧問 R4

国税庁から出された消費税額計算表「付表1-1」、「付表4-1」の 端数計算の変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁より通達された、旧税率が適用された取引がない場合の消費税額計算表「付表1-1、4-1」の端数計算の変更について、財務 R4 と消費税顧問 R4 システムでの対応方法をお知らせいたします。

現行バージョンの財務 R4 Ver.20.10、消費税顧問 R4 Ver.19.20 で端数計算の変更に対応するには、お手数ですがお客様での操作による対応をお願いします。

端数計算の変更対象が旧税率の取引がない場合のため、現時点での該当数は少ないと思われますが、該当する場合には消費税額に 100 円の違いが出てくる場合がございます。下記の内容をご確認ください。

敬具

記

1. 国税庁から出された端数計算の変更内容

申告に係る課税期間に旧税率が適用された取引がない場合 (新税率が適用された取引のみを行う場合)は、付表1-1(又は付表4-1)の計算において、③E欄の金額がプラスとなる場合は 100 円未満の端数が切り捨てへ変更になりました。

なお、以下の場合は計算の変更はありません。(従来通り、⑬E欄には 1 円未満の端数を切り捨てた金額を印字します)

- ・旧税率が適用された取引がある場合(X欄に記載すべき金額がある場合)
- ・旧税率が適用された取引がない場合(新税率が適用された取引のみを行う場合)、かつ、⑬E欄の金額がマイナスとなる場合

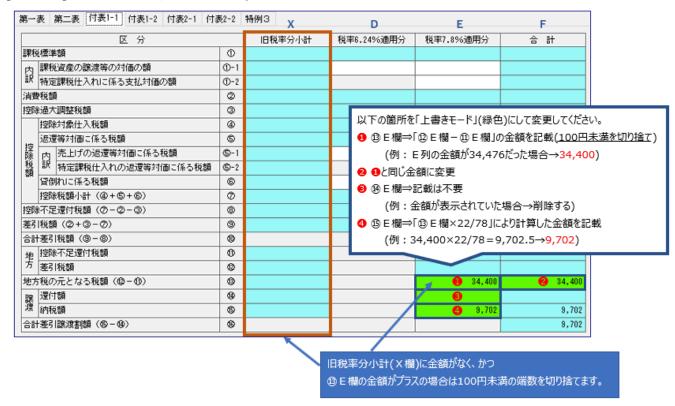
【参考】

国税庁 法令解釈通達:旧税率が適用された取引がない場合の地方消費税額の計算方法 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/r0112/01.htm

2. 財務 R4/消費税顧問 R4 での操作による対応方法

「消費税申告書・付表」を実行し、「付表1-1」または、「付表4-1」の下図のように 4 箇所を「上書きモード」で変更してください。

【付表 1-1】 ※付表 4-1 の場合も同様です。



3. システムでの対応予定

■財務 R4 の対応予定

本端数計算の変更に対応したシステムのリリースは、2020年7月頃を予定しております。

■消費税顧問 R4 の対応予定

本端数計算の変更に対応したシステムのリリースは、2020 年 7 月頃を予定しております。 3 月 3 日にリリースする 3 Ver.3 Ver.3 Ver.3 Ver.3 Ver.3 Ver.3 Ver.3 Ver.4 Ve

以上、よろしくお願いいたします。